

<よくある質問など>

1. 学校徴収金について

Q1. 学校徴収金登録口座の銀行になかなか行けず、毎月の入金を忘れてしまいます。

1年間分一括払いにできますか？

A1. 事務室に連絡をいただければ可能です。

その場合、毎月10日までに設定変更の手続きが完了すれば、同月の口座振替に反映できます。
振替回数が減るので、振替時に必要な手数料も減ります。

Q2. 学校徴収金登録口座の銀行になかなか行けません。

関西みらい銀行以外の口座を登録したいのですが。

A2. 本校では、学校徴収金の口座は関西みらい銀行になっています。

関西みらい銀行では、ATMでの入金が18時まで手数料無料です。

また、りそなグループとなりましたので、最寄りのりそな銀行等でも入金が可能です。

ご都合に合わせてご利用ください。

Q3. 学校徴収金振替日に入金が間に合いませんでした。

再度の引き落としはできますか？

A3. 再度の引き落とし日はありません。

後日に届く通知に現金を添えて学校に納入してください。

ただし、連絡をいただければ、翌月以降の振替日に上乗せして振り替えることは可能です。

Q4. 手数料分も含めて預金残高は不足していないのに、途中から口座振替がされなくなりました。

なぜですか？

A4. 就学援助に認定されていませんか？

就学援助に認定された場合は、認定された時点から生徒費の振替は行いません。

積立金とPTA会費のみ振替を継続します。

3年生はもともと積立金の設定がなく、他学年にきょうだいが在籍する場合はPTA会費も設定がないため、振替がない月が発生します。

Q5. 学校徴収金の振替日や金額がわかりません。

A5. 年度初めに生徒を通じて配布していますが、連絡をいただきましたら再度お渡しいたします。

また、事務室からの配布文書は学校ホームページからも確認できます。

学校徴収金以外のお知らせ等もありますので、よろしければご利用ください。

学校 H.P.



2. 就学援助制度について

Q1. 就学援助の申請書が手元にありません。

配布はいつ頃ですか？

A1. 新1年生については、在籍している小学校で、早期1は11月中、早期2・一般1・一般2は中学校入学前の1月下旬から2月上旬に配布されます。

新2年生・3年生は中学校で毎年1月下旬から2月上旬に次年度分を配布いたします。

配布のあとに紛失された場合は、学校の就学援助担当までご連絡ください。

生徒を通じてお渡しいたします。

また、大阪市ホームページからもダウンロード可能です。



Q2. 新1年生として入学予定です。

就学援助申請の受け付けは小学校ですか？中学校ですか？

A2. 申請区分早期1とそれ以外の区分で異なります。(※大阪市立小中学校以外は対象外)

早期1: 小学校新1年生は、入学予定の小学校

中学校新1年生は在校中の小学校

早期2・一般1・一般2: 小学校新1年生は、入学予定の小学校

中学校新1年生は入学予定の中学校

Q3. 申請の最終締め切りは6月末だと聞きました。

締め切りを過ぎてしましましたが、それ以降でも申請はできますか？

A3. 申請は随時受け付けています。

6月末の締め切りは、認定日が4月1日となるものの最終締め切りです。

最終締め切りを過ぎてから申請された場合は、申請日以降の認定日となるため、認定日以降に学校徴収金で購入した教材や校外学習実費などの実費額に限定された支給額となります。

(随時の認定の場合、新1年生の入学準備補助金60,000円は支給されません。)

Q4. 就学援助に認定されました。

認定結果受け取り以後も学校徴収金の積立金の口座振替が継続されるのはなぜですか？

A4. 学校徴収金の積立金は1・2年生の間に事前に修学旅行費用として積み立てます。

それに対して、就学援助は3年生になって修学旅行実施後に実費額が支給されます。

そのため、1・2年生の間は口座振替が継続されます。

補足：支給額のうちから積立金に充当する場合は、早い時期に口座振替が終了する場合もあります。

